

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 27 年 11 月 19 日 (木) 午後 3 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委 員 長	松 井	努
副 委 員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 証言を求めるために出頭を求めた証人の氏名

鈴 木 啓 一 氏 (不出頭)

1. 会議に付した事件

(1)証人の欠席について

(2)次回の開催について

会 議

午後 3 時開議

○松井 努委員長 ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

○松井 努委員長 『政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査について』を議題といたします。

本日は、10月22日の本委員会で決定したとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、鈴木啓一氏の出頭を求めておりましたが、本日、体調不良により出頭できないとの申し出がありました。

〔「えー」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 事務局、どういう申し出があったかについて、お答えを願います。

○議事課長 議事課長でございます。

ただいま委員長からございましたように、本日午前9時32分になります。鈴木啓一前議員より電話によりまして、本日出頭するつもりではいしましたが、体調不良により出頭できないので、委員長、副委員長、議長に伝えてほしい旨の申し出が、私の席の電話にかかってきました。その、体調の状況を伺いましたところ、降雨、雨の降りました先週の11月14日の土曜日から、足がつってしまって痛くて歩けない状況ということでございました。

以上でございます。

○松井 努委員長 鈴木啓一氏の出頭について、正当な理由に当たるのか否か、御意見を伺いたと思います。

要は、今、事務局から説明をしたことについて、その正当性につきまして御意見を伺います。

○石原よしのり委員 欠席の御病状が正当かどうかというのは私たちわからないんで、この場合やはり、病院の診断書なり何なりというきちんとしたものを、お出しいただくというのがないことには、やはり我々は判断つかないってことですし、これが不実じゃないことを含めてですね、そういった手続を、まあ、病院の診断書ですね、この提出を求めればよろしいんじゃないでしょうか。

○松井 努委員長 ほかに——はい、三浦委員。

○三浦一成委員 今石原委員もおっしゃったんですけども、この不出頭に対して

はまず、体調不良ということであれば、まずもって、いたし方ないことなのかなと思いますが、ただそれが本当に事実なのか、それとも事実ではないのかっていうものを判断する材料が今現状ないので、これを改めて委員会から診断書等をしっかりと提出して、本人から、きょう体調不良の説明をして、正当な理由をしっかりと、後日説明をするようにしたほうがよろしいと思います。

○松井 努委員長 はい、ほかに——鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 正当か正当ではないかと言われましたら、今回足がつってるというふうにお伺いしました。私1度、選挙前に1度鈴木啓一さんを見たことあるのですが、そのときも大分体調を悪そうにしておりましたし、足が悪そうになっていうふうなことを私見ておりますので、正しいかどうかというふうに言われたら、正当な理由に該当するかと思います。

○松井 努委員長 ほかに——はい、秋本委員。

○秋本のり子委員 石原委員もおっしゃっていたとおりに、診察を受けて診断書を提出していただくのが誠実な対応だと思います。で、足がつったとかそういうのも、以前から鈴木議員の——啓一議員のほうですね、ごめんなさい。前議員の方の体調は見てましたけれども、車いすで動けない状態ではそのときはなかったと思いますので、やはり今回は診断書をつけていただきたかったと思います。

○松井 努委員長 ほかにございませんか。

それでは今の皆さんの3人から、まあ、鈴木さんの意見も出ましたけれども、正当な理由に相当するかどうかについて、病状の診断書を出していただくということに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員でございます。

それでは、事務局のほうはですね、そのように、鈴木証人、あ、ごめんなさい、鈴木前議員のほうにですね、申し伝をしていただきたいと思います。

それでは、本日の不出頭の正当な理由に当たるか当たらないかにつきましては、その診断書が出されたときに諮るということによろしいですか。

[「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり]

○松井 努委員長 それではまとめさせていただきます。

本日の、鈴木啓一氏の不出頭については、診断書を出していただいて、その診断書が出た段階で、また委員会に諮って、その正当な理由に当たるか否かについて、議論をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、鈴木啓一氏の証言を求めることについてはそういったこともございます

ので、その取り扱いについては、また協議をさせていただくということにしたいと思っておりますので、御了解願いたいと思っております。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 協議させていただくってというのは、今委員長がおっしゃいましたけども、鈴木啓一議員の証人喚問がやるということは確実という理解でよろしいでしょうか。

○松井 努委員長 ええ、そういうことですね。ですから、もし——先のことはわかりませんが、体調が本当に悪くてですね、来れないというようなことが、診断書に基づいてまた出てくればですね、そのときに皆さんにお諮りをして、その証言をいつやるのかにつきましても、御協議をさせていただきたいということでございます。

ない、石原委員。

○石原よしのり委員 本来でしたらここで証人喚問の日程の再設定っていうことを、皆さんで話すと思うんですが、それは今、委員長のお考えでは診断書を見て次の機会に、皆さんで検討した上でということでしょうか。

○松井 努委員長 そうですね、それがどのような症状であるのか、また、例えば診断書よくわかりませんが、全治何日とか動けないとか動けないとか、それはまた御本人のほうからですね、診断書出た段階で、お諮りしたほうが妥当じゃないかと思うんですけどね。例えば、1週間後とか2週間後で、果たしてそれが……。まあ、どちらにしましても、この証人の尋問の日程につきましても、証人のほうに事前にですね話をし、いつどうでしょうかというふうな形で聞いているわけですから、まあ、形的には同じじゃないかと思うんですけどね。よろしいですか。

○石原よしのり委員 わかりました。ただ、できるだけ可及的速やかにという意味は、多分恐らく皆さんの統一した考えかと思っておりますので、委員長においてもその分、お諮りいただきますようよろしくお願いいたします。

○松井 努委員長 はい、わかりました。

○松井 努委員長 次に、次回開催についてであります。

委員長といたしましては、12月定例会後に開きたいと考えておりますので、日時については、後日、調整させていただきたいと思っておりますのでご了承願います。

○松井 努委員長 それではほかはないようございましてら……。

はい、佐藤委員。

○佐藤ゆきのり委員 今、委員長がおっしゃるようになりますね、12月定例会の後にというお話であればですね、まあ一応、参考人、証人の尋問の一通りですね、啓一さんの体調はわかりませんが、まあ、経過した中でのですね、途中経過の報告を議会にすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○松井 努委員長 今おっしゃっているのは、12月議会、私今お話したのは、12月議会が終わりましたから委員会を開こうと思っているんですが、その委員会が開く前に、今までの途中経過を12月議会で報告するということですか。それは何のためにですか。

○佐藤ゆきのり委員 市民がかなり関心の高さを持って推移を見ておりますので、まあ、参考人、それから証人ともにですね、まあ、啓一さんだけは体調不良で来てませんが、やはり市民の気になるところだと思いますので、ぜひ議会のほうにですね、経過報告、中間の経過報告をですね、委員長のほうら実施していただきたいと考えます。

○松井 努委員長 委員長じゃなくて皆さんに……。今の件に、佐藤委員に今、そういう御意見が出ました。その件につきまして、途中経過についてのことについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 ここに参加している議員の人たちは知ってますけども、それ以外の議員の人たちは、多分新聞報道ぐらいでしか実は知らないっていうのは、やっぱり議員として不都合が起きるといふふうに思いますので、やっぱり、今起こっていることを——3人やって一通りやりましたので、その経過について、ほかの議員の人たちもわかるように、報告をすべきだといふふうに私も思います。

○松井 努委員長 はい、ほかにいかがですか。

はい、鈴木雅斗委員。

○鈴木雅斗委員 私のほうからちょっと1点質問なのですが、百条委員会というものは別かもしれませんが、特別委員会というものは、毎回このように議会報告という形で、経過を上げるのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいのですが。

○松井 努委員長 もう1度、ちょっと聞き取れなかったんですが、もう1度お願いします。

○鈴木雅斗委員 特別委員会、百条委員会と、その行徳臨海部特別委員会別物かもしれませんが、こういった特別委員会で、毎回議会で途中経過の報告というも

のを従来やっていたのかということが、ちょっと私質問させていただきたいです。

○松井 努委員長 事務局のほうは今の質問について、どのような見解になりますかね。

○議事課長 議事課長でございます。委員会の中間報告につきましては、会議規則で規定されておまして、委員会はその審査調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができるかと規定されております。で、前回9月定例会で、1回こちらの委員会の中間報告をしましたが、その以前につきましては、外環道路の特別委員会で、平成元年9月、4年12月、平成5年の6月、平成8年の6月に中間報告をしたことがございます。以上でございます。

○松井 努委員長 ということでよろしいですか。はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ちょっと再質問という形になって申し訳ないのですが、その外環の道路というものは、どういった事情で、特別に議会で報告する必要があったのかということ。

○松井 努委員長 それはちょっとね、今調べないとわからないので、その内容云々についてはですね、まあ、そういうように、拡大解釈をすればですね、必要に応じて中間報告をすることについては、構わないというようなとり方にはなると思いますね。ですので、今外環の関係の内容云々については、私たちもそのとき当時おりませんでしたし、事務局のほうもいなかったと思いますので、今はすぐ答えられませんので、了解してください。

ない、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 前例をもとに判断したいと思ひまして、ちょっとこの質問をさせていただきます。で、毎回特別委員会でちょっとやってる痕跡がなかったので、果たしてどういった具体的な前例がということで、ちょっと質問のほうさせていただきます。委員長ありがとうございます。

○松井 努委員長 今の件につきまして、ほかにございますか。

はい、ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 ただいまの事務局側からの説明によれば、その必要性の高さから鑑みて行うことができるということであれば、私自身もここ何日かですね、少し厳しい御意見など市民の皆様からいただいておりますので、委員長報告はやってしかるべしだと考えます。

○松井 努委員長 はい、金子委員。

○金子貞作委員 私もあの、委員長の中間報告をぜひやっていただきたいなと思います。9月議会はほとんどまだ審議がない中での経過報告という感じだったん

ですが、今回は証人尋問も3人やって、参考人質疑も2人やってますから、かなり市民の関心のね、度合いがある程度解明できた部分もありますし、そういう点では、しっかり議事に議事録として残していくっていうことは、私はやっぱり、市民への説明責任を果たす上で大事だと思います。以上です。

○松井 努委員長 わかりました。じゃあ今ね、やることについては、委員長としてもですね、それは構わないと思うんですが、皆さんのほうにその議事録を…、ごめんなさい。中間報告書をつくった段階で確認をする、しないとかっていう問題についてはいかがでしょうか。別にそれは日程的な関係から、皆様のほうに報告書を確認してもらうというような手続、あるいは委員会を開かなくてもよろしいでしょうかね。

はい、金子委員。

○金子貞作委員 これまでのね、会議の概要は委員長と副委員長で、我々委員に配付して、中間報告やる前、いついつまでに訂正とか意見があれば出してくださいと、それで私は構わないと思います。

○松井 努委員長 今の件について、ほかに御意見ありませんか。

はい、秋本委員。

○秋本のり子委員 私も金子議員と同じ意見です。確認させていただいて、それから議事録にもぜひ載せていただきたいので、そのように、議会で報告して、そして載せていただきたいと思います。

○松井 努委員長 ほかにございませんか。

はい、石原委員。

○石原よしのり委員 これが可能かどうかっていうのも含めてお聞かせいただきたいんですけども、12月議会開催、始まった後、私たちここに、皆さん来ていますから、どの日にかに中間報告の素案なのか、原案なのか、それを皆さんで持ち寄って話し合うというのか御意見があればっていうのを、書面でもらうよりは一遍に皆さんの御意見をお聞きになったほうが、効果的、効率的かなあと思うんですが、その方法はいかがでございますか。

○松井 努委員長 ただ原則的には報告ですから、議事録にきょうの委員会まで含めてですね、速記でお願いをして全部議事録があるわけですから、議事録にのっとった形での中間報告ですから、その字句が間違っていたとか、あるいは御自分が発言したことが違って書かれていたとかいうこと以外はですね、特別その、またその段階で皆さんの御意見を聞いてですね、中間報告に書くとかそういうことはないと思いますよ。それはまあ、あくまでもでき上がった物について、確認

をして皆さんのほかの委員のほうに、議会で報告するというものですから、そういう今の石原委員みたいな形の中での、委員会は開けないと思いますよ、はい。

○石原よしのり委員 わかりました。了解しました。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

それではですね、内容につきましては委員長、副委員長に任せていただいですね、今までの議事録とそごがないかどうかも確認した上でですね、出させていただくということであるならば、まあ、中間報告はできると思いますので、それでよろしいですか。

〔「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、以上で政務活動費等により……。

はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 資料の請求の件について、お話しさせていただきたいと思ひます。

三立工芸さんから前回資料の提出がありました、領収書の控えの写しと納品書の控えということでありました。で、これについて、平成23年度分の社民・市民ネットのアンケートについては、小泉議員に提出を求めましたところ、三立工芸社からの見積書と請求書と納品書が提出されたことは、8月17日までに提出されたことは、まあ皆さん御承知だと思うんですが、今回三立さんに、こういったものまで含めて提出を求めたところ、うちが持っているのはこれだけですという形で納品書控えと領収書の控えの写しのみが提出されました。で、ちょっとですね、やっぱり見積書とか請求書とかの日付というものも確認する必要があると思いますので、小泉文人議員に対してですね、平成24年の4件と25年の3件実施されたアンケートに係る、三立工芸社の見積書、請求書、納品書の提出を求めたいと思ひます。

また、緑風会第1、平成24年に、これまたクアンに対して、アンケート回答用はがきの印刷を発注しておりますので、この緑風会第1の分につきましても、小泉文人議員に対して、三立工芸社の見積書、請求書、納品書の提出を求めたいと思ひます。

○松井 努委員長 今、ただいま越川副委員長のほうからそういうような御意見が出ました。その件につきまして、皆さんの御意見を伺いたいと思ひます。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 正直に申しますと、これ以上の文書提出に関しては余り——今

私1人委員の意見ですが、乗り気ではないです。理由を申し上げますと、小泉文人議員を証人喚問した段階で、うろ覚えで非常に恐縮なのですが、ある程度のそういったものを、まとめておかなければならないという民法上の規則があります。今ちょっとこれを出せと言われてすぐに出せるわけではないので、追ってそのちょっとどのような状況になったのかというものでしたら、また調査してお出ししますが、本来であるならば、その証人喚問を実施する前に、そういった資料のめどをつけて文書提出をしていただいて、その上で証人喚問という手順があったはずなんです。なので、そういった経緯を考えますと、小泉文人議員からの意見書などを見てみますと、百条委員会が権力を行使して文章を求めているというふうにも書いてありますし、そういった点から、もう証人喚問が終わった後で、新たに百条委員会の権限を使って文書提出を求めるというやり方に関しては、残念ですが私は賛同できません。

○松井 努委員長 もう1点ちょっと副委員長確認しますが、松永鉄兵議員が、三立工芸に自分で頼んだとかどうのこうのというようなことではないですね。（越川雅史副委員長「違います、違います、違います」と呼ぶ）であるとするならば、松永鉄兵議員からは三立さんに頼んだというふうに言われてない以上（越川雅史副委員長「あ、クアンに頼んだと」と呼ぶ）クアンに頼んだのであって、三立工芸に頼んだってということは直接はないですね。（越川雅史副委員長「直接はないです」と呼ぶ）ね。だからそれは、松永鉄兵議員は（越川雅史副委員長「求めるのは小泉議員に対してです」と呼ぶ）小泉議員に対して……（越川雅史副委員長「小泉議員が結局クアンとして受けていて、三立に頼んでるはずだと思います。松永鉄兵議員に対してではなくて、小泉議員に対してです」と呼ぶ）はい、わかりました。

ほかにございますか。はい、三浦委員。

○三浦一成委員 ただいまの鈴木委員の意見に対してなんですけども、具体的な条文がわからないということで根拠を申し上げていないんですけども、ただですね、証人喚問を実施して、そして証人尋問を実施するために疑義が深まっている、あるいは、ちょっと明確ではない部分がふえてくるというのはごく当然のことです。なので、この百条委員会におきましても、追加で資料を求めるということは、非常に特に合理性のあるものであると私は考えておりますので、今の鈴木委員の意見に関しては、ちょっと誤りではないのかなというふうに申し上げておきます。

○松井 努委員長 それは（三浦一成委員「私の意見なので、私は追加で資料を

求めることには賛成をさせていただくということでございます。特に権力の逸脱はないというふうに考えております。」と呼ぶ)。はい。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 今、資料の提出、証人尋問の前についていう話があったんですが、恐らくこの中にいる委員の全員が、実際三立工芸が印刷していたなんてことを、証人尋問の前には知り得なかったわけですから、それを証人尋問の前に提出を求めるべきというのは違うのかなと思いますので、資料提出には合理性があると思います。ですので、平成24年に、会派ボランティア・新生会・市民の風が実施、平成二十（松井 努委員長「23年だ」と呼ぶ）4年ですね、（越川雅史副委員長「言ったら休憩してください、書きますから。一応口で言いますから」と呼ぶ）（松井 努委員長「休憩ね、はいはい」と呼ぶ）だから平成24年度の、会派ボランティア・新生会・市民の風がクアンに発注したとされる4件にかかわる、三立工芸社の見積書、請求書、納品書、同じく平成25年度の、3件のアンケートにかかわるものですね。それら、加えて、平成24年度の緑風会第1がクアンに発注した、アンケート回答用はがきの印刷にかかわる、三立工芸社に関する見積書、請求書、納品書を小泉文人議員に提出を求めたいと思います。

○松井 努委員長 暫時休憩いたします。

午後 3 時28分休憩

午後 3 時37分開議

○松井 努委員長 再開いたします。

それではですね、ただいま越川議員が提案しました、新たに書類を用意してもらった件についてでございますが、またミスがあるといけませんので、もう1度、越川副委員長のほうから、正確に、何を小泉氏に求めるかについて、もう1度お願いいたします。

○越川雅史副委員長 平成24年度に、会派ボランティア・新生会・市民の風は、4件アンケートを実施したとされていますが、この印刷は三立工芸社に発注をされています、とのことでした。小泉証人によると。それで、そのアンケート回答用はがきの印刷にかかる、三立工芸社の見積書、請求書、納品書、これをですね、小泉文人議員に対して提出を求めたいと思います。同様に……、あ、それは、当然のことながら、平成24年度に会派ボランティア・新生会・市民の風が実施してとされる、アンケート調査に関する調査を行うため、より具体的に言いますと、クアンという会社の実態について調査を実施するために提出を求めたいと思いま

す。同様に、平成25年度には、3件のアンケートを実施しておりますので、これにかかわる三立工芸社の見積書、請求書、納品書。同様に、平成24年にですね、会派緑風会第1が実施したとされるアンケートのうち、1件にもクアンがかかわっておりますので、この1件について三立工芸社の見積書、請求書、納品書の提出を求めたいと思います。以上です。

○松井 努委員長 ただいま越川副委員長のほうから、小泉氏に対しまして提出を求めたいということにつきまして、賛成の方の挙手を求めます。

あ、御意見ありますか。はい、宮本委員。あ、ごめんないさい。再開してませんでした。再開いたします。宮本委員。（「再開してます。」と呼ぶ者あり）してましたか。どうぞ、宮本委員。

○宮本 均委員 あの、今越川委員の追加の要求ですけども、結局クアンから三立に確かに受注があって、まずは物が本当に入ったのかどうかっていうのと、もう1つお金の流れ、物とお金2つあると思うんですね。ですからそういう意味からしますと、今おっしゃった書類だけでは、私不十分だと思います。可能であれば、まず、確かに売り上げに計上されているのかどうか、お金が、確実に三立さんで売り上げに計上されているのかどうかも、これ調べないとならないと思います。ですから、まず物の流れとしては、三立さんの受注、まあ、通常受注リスト、月別なり何なりあると思いますから、その中で確かに、それはね、小泉さんになるかクアンさんになるかわかりませんが、ここの部分です。要は単発で求めても、全体で三立さんが受けたかどうかっていうのは、把握はできないと思うんですね。ですから、受注の関係の書類。もう1つは、今度は出荷ですね。これは宅急便か何か頼んだかどうかはわかんないですけど、出荷、当然毎月の出荷リストっていうのはあるわけですから、その出荷の部分。物はそれで流れは捉えられると思います。あともう1つ、お金ですね。現金で渡したか銀行振り込みかはわかりませんが、何月何日に入金になって売り上げに計上されているかどうか、そこまで求めないと、確かに仕事として請け負って物が入ったかっていう確認は、僕はとれないと思いますので、ぜひその辺を考慮しまして、追加で要求していただければと思います。調べるんでしたら、そこまで必要だと思います。

○松井 努委員長 それでは、宮本委員の今のお話は、三立工芸に対してのですね、今のことにつきまして要求をして、要求すべきであると、提出してもらいたいという御意見でよろしいですか。（宮本 均委員「追加ということですよ」と呼ぶ）追加で、まあ、越川副委員長プラス今の宮本委員の追加ということですね。はい、わかりました。

今までの流れの中で、もう1つ宮本委員が追加されましたけども、今の件両方に対して、ほかに何か御意見ありますか。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 先ほどの件に関する条文というか、それに関することが書いてありましたので申し上げますと……、越川委員、ちょっとそのように失笑をあからさまに人に見える形でやられるのは、いかがかと思われます。(松井 努委員長「え、もう1回……」と呼ぶ) あの、そのような失笑を人に見える形でやられるのはいかがかと思ひますと私、今、ち一、見たいな感じで失笑されておりましたので、(松井 努委員長「しゅっしょう」と呼ぶ) 失笑です。(松井 努委員長「あ、笑って、今笑ったってということですか」と呼ぶ) ち一、見たいな感じで笑っておりました。(松井 努委員長「あー、そうですか」と呼ぶ) なので、そういったものはいかなものかというふうに、ちょっと御指摘をさせていただいた上で(発言する者あり) はい、証人尋問はできる限り争点整理が終了した後に集中して行わなければならない、民訴182、民訴規則101条というふうにして書いてありまして、私として申し上げるのであるならば、順を追って、本来であるならば百条委員会を慎重に進めるべきであるというふうに、前々から申し上げておりました。で、その上で、小泉証人並びに小泉議員からも、意見書として提出されておりましたが、百条委員会の権限の濫用ではないかということも指摘されている今、これ以上書面の提出そのものを要求する場合には、慎重を期すべきであるというふうに私は思っております。なので、どうか委員長のほうで取り計らいお願いしたいのと、委員長のやはり見解のほうを、ちょっとお伺いさせていただきたいのですが。

○松井 努委員長 委員長としましてはね、今皆さんにお諮りをしておりますので、今の状況の中で委員長の見解を述べるということについては、妥当でないと思ひますので、一応御理解いただきたい。

はい、鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 でしたら、これ以上の書面提出が適当かどうかというものに関して、私は適当でないというふうに思ひます。

○松井 努委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、今ただいま、越川副委員長のほうから提出を請求したもの、また、宮本委員のほうから三立さんに対しても提出を求めたものについてですね、後刻書類を求めるような手続をしたいと思ひますが……。

[越川雅史副委員長「委員長、ちょっと済みません。」と呼ぶ]

○松井 努委員長 はい、越川副委員長。

○越川雅史副委員長 確かに宮本委員のおっしゃるとおりですね、僕も、なので、さっき見積書、請求書、納品書と言ったんですが、ここに領収書も、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。我々見てるのクアンの領収書であって、三立工芸社の領収書は平成23年度の分しか見ていないので、確かに宮本委員がおっしゃられたように金銭の授受のあかし、まあ、耳は見てますが、小泉議員が持ってるほうを見る必要があると思います。あと先ほどの宮本委員のお話ですと、まあ、僕がほうで付け加えたのがいいような旨の提案ですので、それを受けまして、今、だから4つ目として、領収書ですね。あと、宮本委員が言われたことに関連しまして、同様の、24年の会派ボランティア・新生会・市民の風の分と、25年の分と、24年度の会派緑風会第1の分について、三立工芸社に対して、売上傳票なのか、売掛金の補助元帳であるとか、売り上げを証明する——証明に関する書類と、あとは納品書、納品書の控え以外で、何か、そうですね、発送にかかわったような、例えば発注指示書ですとか、発送票の控えとか、そのようなものがあるのかどうか、これは原本または写しで構いませんので(「原本」と呼ぶ者あり)原本または写しですね、何があるのかわかりませんので、出せるものを出していただく、あとは、最後に振り込みで受け取ったのであれば、何か通帳のコピーですとか、そうですね、受け取りの記録ですね、そのような物もあわせて、こちらは三立工芸社に対して提出を求めたいと思います。

○松井 努委員長 ということでございまして、何が何だかわかりませんが(笑い声)とりあえず、まあ、求めるものは全部求めて、出せるものは全部だしていただくということで、今私もちょっと頭を整理できませんので、委員長としてはそういった言い方になりますけど、それでよろしいですか。

〔「はい」「賛成」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 今まとめてですね、皆さんから言われたことについて、全て提出を要求するというふうにしたいと思いますので、これに御異議ございませんか。

〔「なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それではお諮りいたします。賛成多数でございますので、そのように取り計らいたと思います。あ、挙手、すいません。

賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 はい、挙手多数でございます。よって、そのように取り計らわせていただきます。

また、その期限についてはいつまでというふうにいたしましょうか。提出期限は。きょうが11月19日、2週間くらいか、10日くらい……。

それじゃあ、きょうから起算してですね、(発言する者あり) それではそうしますと、12月の11日に定例会のほう終わりますので、それから2週間と言いますと、25日ですね。12月25日までに、期限は12月25日といたしたいと思いますが、御意見を伺います。(発言する者あり) そうなりますと、まあ、そうなりますと、今この書類も出てこないし、この間出ました松永鉄兵議員の発議に対しましても議会で諮んなきゃなんないし、そうしますと、まあ、この百条委員会をこの年内じゅうに開くというのは、ちょっときついかもわかりませんので、日程については、先ほど——先ほどのやつでいいんだな、12月25日って言ったんだな、わかりました。もう1度確認いたします。

それでは委員長といたしましては、その提出期限につきましては12月25日としたいと思いますが、御意見を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 はい。それではただいまのとおり決しましたので、そのとおりさせていただきたいと思います。

それでは今、そういった書類を全部あわせてですね、考えまして、次の開催については、12月定例会後に開きたいと考えておりますので、日時については、後日調整させていただきますので、御了承願います。

○松井 努委員長 以上で、政務活動費等により……。

はい、高坂委員。

○高坂 進委員 小泉議員が宣誓を拒否をした問題について、これを後でという、後でこの委員会で論議をするという話だったと思うんですが、一通り全部、まあ、1人は残ってますけど、やったので……。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 この間宣誓についてはもう出ましたよ。頭で言いましたよ。宣誓については、ちょっと私もうろ覚えでございしますが、宣誓について議論がされたことについては、私のほうから委員長報告としてさせていただいて、皆様に御了承いただいたというふうに理解しておりますが。違いますか。(越川雅史副委員長「結論としては、著しい利害関係があるということで、法的には妥当とありましたっていうところで終わってるから、多分それについて意見言いたいのかなと、本多先生の見解を言って、それは本多先生の見解だから意見を聞いてないと

いう」と呼ぶ)でも、そのときには意見出なかったでしょう。だからそれ終わっちゃったでしょ、宣誓の件については。そのときに今みたいに宣誓の件どうになりましたって言うんじゃないで、了承願いますって言わなかったですか私。了承願いますって言ったら、皆さん何も言わなかったから、了承願ったってことでいいんじゃないですか。その件については。(発言する者あり)うーん、でもまあ一応、それは議事録を読んでいただいてですね、まあ、時間もありますので、きょうのところはまた議事録をきちんと読み返してなくてですね、双方言ってもまた食い違ってもいけませんので、それは一応じゃあ議事録を見ていただいてというふうにしましょうか。ね、はい。

○松井 努委員長 以上で、政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 3 時52分散会